

別紙(2)-1

施設整備精算額内訳(障害者関係施設)

(都道府県市名)

(設置者の名称)

(施設の名称)

施設種別	設置者の	対象経費の	寄付金その他	差引額	BとDの少ない方 の額×県補助率	算定基準による算 定額	都道府県 (指定都市等)補 助額	都道府 県補助 支出済	国庫補助 金基本 額	国庫補助 金所要 額	国庫補助 金交付 決定額	国庫補助 金受入 済額	差引過 不足額
	総事業費 円	実支出額 円	の収入額 円										
1 施設整備費													
施設整備費計													

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をF欄に記入すること。  
 (3) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+α)相当額を計上すること。αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。  
 (4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、F欄若しくはG欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。  
 (5) A欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (6) I欄には、E欄、F欄若しくはG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。  
 (7) J欄は、I欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。